

働く世代の皆様へ

「がん」になっても仕事に復帰できる場合があります。

「がん」になっても、離職の判断は慎重にしましょう。
《《《すぐに仕事をやめず、まずは相談をしましょう。》》》
～「がん」の治療を受けながら、働いている方が大勢います。～

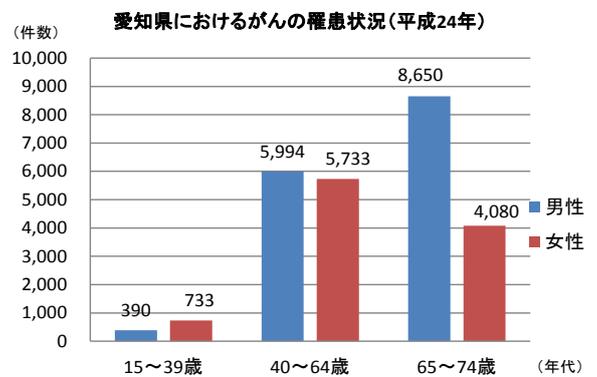
日本人の2人に1人が「がん」に罹る時代となりました。
医療の進歩により、早期に発見し、適切に治療すれば、「治癒して復職するケース」や「治療を受けながら働くことができるケース」が増えてきています。

1 現状 ～「がん」になっても、多くの方が仕事を持ちながら通院しています。～

- 愛知県では、毎年新たに4万人を超える方が「がん」と診断されています。
- 働き盛りの40代から「がん」になる方が増えます（右図参考）。
- 「がん」の治療のため、仕事を持ちながら通院している方が大勢います。

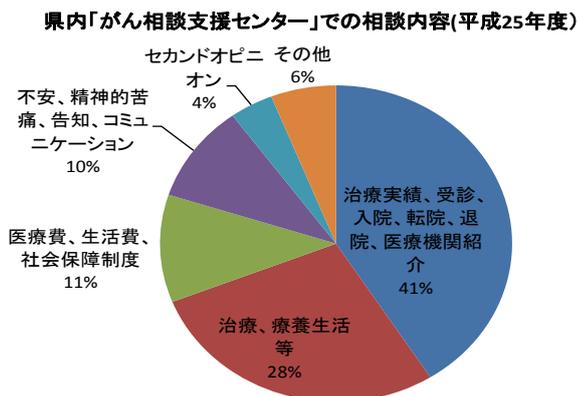
厚生労働省「国民生活基礎調査」特別集計
(全国、平成22年)

男性：14.4万人 女性：18.1万人
※被雇用者のほか、自営業主、家族従事者等を含む。



2 ひとりで抱え込まず相談をしましょう。～すぐに仕事をやめる必要はありません。～

- 病院における相談窓口として、「がん診療連携拠点病院」等の中に「がん相談支援センター」が設置されています。
- ・電話や面談等の方法によりどなたでも無料で相談できます（下図参考）。
※平成25年度相談実績 49,320件（内訳：電話17,171件 面談32,094件 その他55件）
- ・看護師や医療ソーシャルワーカー等の相談員が対応します。
＜愛知県における「がん相談支援センター」一覧（平成28年4月1日現在、26か所）＞
（アドレス）<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenkotaisaku/0000056235.html>
- 社内に相談窓口があるか確認しましょう。



県民の健康づくりを応援する
イメージキャラクター
「エアフィー」

3 チェックしてみよう。～がん治療と仕事を両立するためのチェックリスト～

- 「がん」になっても、就労を継続するには、まずは会社に働く意思があることを伝えることが必要になります。その上で、病状や就労可能な時期、配慮が必要なこと等について、主治医（医療機関）や会社（職場）等と情報共有し、連携していくことが重要になります。
 - 治療と仕事の両立を望むがん患者さんを支援するため、主治医や会社等との向き合い方をまとめた、チェックリスト等を作成し、ホームページに掲載しています。
 - ・「(1) がんと診断されてから治療開始まで」、「(2) 治療開始から職場復帰時まで」、「(3) 職場に復帰した後（通院治療中を含む）」の3段階に分け、作成しています。
- (アドレス) <http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenkotaisaku/checklist.html>

(1) がんと診断されてから治療開始まで (例)

- 担当医に病状、治療の内容及びスケジュール（治療計画）をよく確認する。
- 担当医の説明をふまえて、担当医や医療スタッフに治療と仕事の両立を望むことを伝える。
- 担当医や医療スタッフに、自分の職場や仕事に関する情報を伝える。 等

(2) 治療開始から職場復帰時まで (例)

- 担当医に病状、治療計画及び職場復帰に向けた注意点を確認する。
- 職場復帰に関する不安や疑問は、担当医や相談窓口に相談する。
- 必要に応じて担当医に診断書の作成を依頼し、職場に提出する。 等

(3) 職場に復帰した後（通院治療中を含む）(例)

- 病状及び就労上の制限や配慮などについて、職場の理解と協力が得られるように努める。
- 服薬や療養上の注意点について担当医の指示に従い、定期的に診療を受ける。
- 治療の節目には、担当医に病状や今後の治療計画についてよく確認する。 等

(参考) 会社、主治医との情報交換が大切です。～情報提供を依頼するための文書作成例～

- 本人（がん患者さん）の依頼に基づき、会社が主治医等へ情報提供を依頼するための文書作成例（様式例①～③）をホームページに掲載しています。
- (アドレス) <http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenkotaisaku/bunshosakusei.html>

①「就労状況等に関する情報提供書の作成依頼」（本人から会社へ依頼）

現在の本人の業務内容等について、治療を受けている主治医等に情報提供を行うため、本人が雇い主である会社に対し、文書作成を依頼するものです。

②「就労状況等に関する情報提供書」（会社から主治医等へ依頼）

①の本人の依頼に基づき、会社が本人の業務内容や休暇制度等の情報を記載し、主治医等に情報提供を行います。

③「診断書（就労支援用）」（主治医等から本人を経由して会社へ提出）

②の会社の依頼に基づき、主治医等に病名に加え、詳細な病状や就労可能となる時期の見込み、就労可能条件等を記載した診断書を作成してもらいます。作成後、本人を経由して会社へ提出し、本人の就労支援に活かします。

(注) 文書作成例は、ダウンロードして各会社や各医療機関の実情に応じて加工し、利用してください。